

酒田市長 丸 山 至 様

酒田市監査委員 大 石 薫

酒田市監査委員 進 藤 晃

財政援助団体等監査結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第7項の規定により、下記のとおり公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第14項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象及び監査の期間

監査対象			監査の期間	監査委員 聴取日
施設等の名称	団体名	所属部局		
光ヶ丘プール	加藤総業・酒田水泳連盟 共同グループ	教育委員会 スポーツ振興課	5月19日～ 6月30日	6月21日

2 監査の範囲

令和3年度の指定管理に係る団体の出納その他の事務の執行状況及び所管部局の事務執行状況

3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

4 監査の結果

監査の対象となった出納その他の事務の執行等については、次のとおり指摘すべき点が見受けられたので改善されたい。その他、文書によらない軽微な注意事項については、口頭で留意または改善を促したので省略した。

【指摘事項】

利用料金の承認手続について（加藤総業・酒田水泳連盟共同グループ）

（教育委員会スポーツ振興課）

指定管理者独自の利用料金設定（一般（大人）30日券4,000円）については、市長の承認を得ているが、その他酒田市体育施設設置管理条例（以下「設置管理条例」という。）に規定された通常の使用区分に係る利用料金の承認手続が行われていない。

酒田市光ヶ丘プールの利用料金については、設置管理条例第17条第2項の規定により、設置管理条例の定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとしているが、この手続を経ないまま利用料金を徴収していた。

設置管理条例にのっとり、適正に行うこと。

開館時間の変更承認手続について（加藤総業・酒田水泳連盟共同グループ）

（教育委員会スポーツ振興課）

酒田市光ヶ丘プールの開館時間については、酒田市体育施設設置管理条例（以下「設置管理条例」という。）第11条第1項及び別表第2並びに酒田市光ヶ丘プール仕様書（以下「仕様書」という。）第1-3(2)に基づき午前10時となっているが、自主事業（水泳教室）については、午前10時前に開館し使用している。設置管理条例では、指定管理者は教育委員会の承認を得て開館時間を変更することができるとしているが、この手続を経ないまま開館時間を変更している。

前回、平成30年度の指定管理者監査で文書指摘しているが、改善されていなかった。

設置管理条例にのっとり、適正に行うこと。